

令和7年産主食用米等の「生産量の目安」の基本的な考え方

令和6年12月20日
三重県農業再生協議会

1 県全体で引き続き米の需給調整に取り組む必要性

全国の米の需要量は、人口減少や食の多様化を背景とした減少はあるものの、インバウンドや外食産業の回復等による需要拡大を背景に、需給は引き締まりの傾向となっています。また、本県において、民間在庫量の減少が見られることから、引き続き米価の安定と県産米の振興に向け、米の消費動向を踏まえ、生産を進めていく必要があります。

2 令和7年産三重県の「生産量の目安」の考え方

三重県農業再生協議会では、生産者が消費動向を踏まえた生産に取り組めるよう、三重県の「生産量の目安」を次の方法で算出します。

- (1) 国が公表した「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」に準じ、令和6/7年及び令和7/8年の三重県産主食用米の需給見通しを算出します（別紙）。
- (2) この需給見通しから算出した令和7年産主食用米等生産量を「主食用米生産量の目安」とします。
- (3) 食用米生産に供する種子については、県産米の安定生産を図る上で重要であることを鑑み、「水稻種子生産量」の必要分とします。
- (4) 「主食用米生産量の目安」に、「水稻種子生産量」を加え、三重県の「生産量の目安」とします。

(別紙)

●三重県の令和7年産の主食用米等生産量の考え方

令和6年6月末民間在庫量は13,485トンであり、令和6年産主食用米等生産量を踏まえて令和7年6月末民間在庫量を試算すると、3,275トンと大幅な減少が見込まれます。

三重県の令和7年産の主食用米等生産量については、令和8年6月末時点から主食用米の出荷が開始するまでの1か月間程度の民間在庫量を確保する考えのもと、令和8年6月末民間在庫量について主食用米等の年間需要量の過去5か年平均を算出し、1か月間程度の数量(10,760トン)となるように設定します。

【三重県の主食用米の需給見通し】

令和6 / 7年

(単位：トン)

令和6年6月末民間在庫量	E	13,485
令和6年産主食用米等生産量	F	118,800
令和6 / 7年主食用米等供給計	$G = E + F$	132,285
令和6 / 7年主食用米等需要量	H	129,010
令和7年6月末民間在庫量	$I = G - H$	3,275

令和7 / 8年

(単位：トン)

令和7年6月末民間在庫量	E	3,275
令和7年産主食用米等生産量	F	135,946
令和7 / 8年主食用米等供給計	$G = E + F$	139,221
令和7 / 8年主食用米等需要量	H	128,461
令和8年6月末民間在庫量	$I = G - H$	10,760

※令和6年6月末民間在庫量は、「米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針（農林水産省令和6年10月）」の値とした。

※令和6年産主食用等生産量は、「農林水産統計 令和6年産水稻の作付面積及び10月25日現在の予想収穫量（農林水産省令和6年11月19日公表）」の値とした。

※令和6 / 7年主食用米等需要量は、「米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針（農林水産省令和6年10月）」の需要実績の三重県の直近3年間の全体需要量の平均値に、「日本の将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所令和6年8月公表）」の人口の対前年比率を乗じて算出した。

※令和7 / 8年主食用米等需要量は、令和6 / 7年主食用米等需要量に、「日本の将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所令和6年8月公表）」の人口の対前年比率を乗じて算出した。

●**水稻種子生産量**

令和7年産県内採種計画数量 玄米 380トン

3 令和7年産三重県の「生産量の目安」

「主食用米生産量の目安」 + 「水稻種子生産量」

135,946トン + 380トン

「生産量の目安」

136,326トン

主食用米生産量 対前年比率

令和7年産135,946トン／令和6年産128,360トン

105.9% (増加率5.9%)

4 令和7年産地域農業再生協議会の「生産量の目安」の考え方

三重県農業再生協議会では、生産者が消費動向を踏まえた生産に取り組めるよう、主食用米の「生産量の目安」を地域農業再生協議会別に提供しています。

令和7年産においても、引き続き、「生産量の目安」を提供します。

「生産量の目安」の具体的な算出方法は、以下のとおりです。

- (1) 平成29年の各市町別生産数量目標のシェアを固定し、令和6年産の三重県の「主食用米生産量の目安」に対する、令和7年産の「主食用米生産量の目安」の「対前年比率」を求め、この「対前年比率」を令和6年産の各地域農業再生協議会別「主食用米の生産量の目安」に乗じて、令和7年産の「主食用米の生産量の目安」を算出します。
- (2) 食用米生産に供する種子については、県産米の安定生産を図る上で重要であることを鑑み、必要となる「水稻種子生産量」を算出します。
- (3) 「主食用米の生産量の目安」に、「水稻種子生産量」を加え、各地域農業再生協議会の「生産量の目安」とします。